

## 第15回下水道政策研究委員会・第3回法制度小委員会 議事概要（案）

1. 日 時 平成16年9月9日（木） 10:00～12:00
2. 場 所 日本下水道協会第1・第2会議室
3. 出席者 委員長 松尾委員長  
委 員 安中委員，石川委員，岡島委員，岸委員，北川委員，  
櫻井委員，澤井委員，花木委員，高橋委員，藤村委員，  
松田委員，森下委員，柳田委員，山内委員
4. 議 事
  - ・開会
  - ・議事
    1. 法制度小委員会報告（案）について
    2. 報告事項
      - 1) 下水道中長期ビジョン小委員会中間報告（案）
      - 2) 下水道財政・経営論小委員会中間報告
      - 3) 流域管理小委員会中間報告
    3. その他
  - ・閉会

---

### < 第2章について >

書きぶりが保守的。環境の保全と創出など、もっと積極的に書けないか。  
処理水の有効利用について、その必要性を水資源としての重要性に帰しているが、都市の水環境を創出することを積極的にとらえて書くべきではないか。  
その際に、下水道だけでなく、他部局と連携することが重要。  
汚泥・エネルギーについても同様。自ら行う部分以外についても読み込めるように。  
上部空間利用について、都市計画の中で環境を創る一環として読み込めるよう、文言を法文上整理すべき。

非意図的な有効利用（河川上流域の放流）もあるので、これも意識してまとめて欲しい。

社会的な要請に応じて法目的が改正されていくということは喜ばしいこと。  
下水道は多機能なので、開放形の規定としておいた方がよい。（限定をかけない）  
法目的の中でも、特に公衆衛生と浸水防除については国家的観点から重要視すべきもの。  
目的にも優先順位があるということを意識すべき。

用語の整理が必要だ。例えば、まちづくりの中での処理水の有効利用などは、水環境と都市環境のどちらに位置づけられるのか。

水環境、都市環境を重畳的においてもよいし、都市における水環境の保全ということでもよい。

下水道管理者が消費する電力量をすべて下水道から得られるエネルギーでまかなうくらいの気持ちで文章を書いて欲しい。

キーワードとしての、省エネ、省資源。広大な敷地を活用した自然エネルギーの活用、他のバイオマスの活用。狭い範囲に限定することなく、広く捉えて記述して欲しい。

2 - 2 ( 1 ) の「さらに近年では、下水道の新たな役割として」には、これまでと違うベクトルが求められていることを、もっと明確に書くべき。

水環境や都市環境といった目的はサブではない。

エコトーン、なじみ放流、生物多様性についての位置づけが必要。

下水道によって水質的に分断されていて連続性がなくなったことが問題。汚水と流域の水を連続的につなぐのが下水道であり、まさに再生が目標となる。

地域の生態系保全の核として機能させることが必要。

法改正の方向に都市環境の改善とあるが、河川法改正で環境が入ったときと比べると見えにくい。都市環境の前に何かわかりやすい言葉をつけられないものか。

下水道はまじめすぎる。軽薄になれということではないが言葉をうまく使う必要がある。市民団体の期待感を盛り上げるようないいふりが必要。

水環境の保全についてもっと胸を張った書きぶりでもよい。水環境の創造とか。小さくまとまりすぎ。

ネーミングも重要。下水道という時代ではない。的確な言葉をこれからつくっていかなければならない。

流域管理といっても水質の問題に終始している。水量の問題が重要

新たな役割がでてきて、これに向かっていくときに、一般にわかりやすいキャッチフレーズが必要。

もう少し、開いた文章にすべき。特に資料5の最後にある「法制度小委員会報告 今後の下水道法制度の方向性」の一枚紙は魅力的なものとなるよう工夫する必要あり。

法改正案としては、大きなものを出しておかないと、ますます小さくなるおそれあり。

<その他の部分、総論的コメント>

わかりやすくする工夫。東京湾等に重点化するなら、これらの流総を特定流総として別途整理するなど。

流域雨水については、古典的な整理とを感じる。受け入れ先がないから他に持っていくということではなく、集中させないようにするという事。

事故時の措置について、届出先が増えるだけで、行革の流れに逆行していないか。

いろいろと位置づけていただき、事業者としてはありがたい。

排出負荷量調整手法について、調整結果が将来とも担保されるような仕組みがなければ、自治体は怖くて話にのれないのではないかと。首長がかわって判断が変わるようでは困る。

「6．広範な主体の参画と効率的な事業推進」で広範な主体に民間とするが、プロバイダーとしての民間も位置づける必要あり。

5 - 2の「地方の自主性・裁量性の向上」に「効率的」とあるが、何かインセンティブが必要なのではないかと。

流域下水道管理者の権限代行について、必要かつ緊急な場合に限る必要はないのでは。

外向きだけでなく、内向きにも説明を。今回の改正でどんなことができるようになるのか、現場（処理場）の人にもわかるように伝えることが重要。

下水道部局以外の人から見てわかりにくい。迫力がない。